

平成 25 年 4 月 2 日  
関西電力株式会社

### 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき届出を行なった選択約款の低圧蓄熱調整契約（平成 25 年 5 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ蓄熱単価等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示および請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、5（料金）に定める蓄熱単価および 7（自動制御装置等によりピーク調整を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い）に定める割引単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

#### (1) 5（料金）に定める蓄熱単価

単 位	蓄 熱 単 価	消 費 税 等 相 当 額
蓄熱電力量 1 キロワット時につき	円 銭 8.51	円 銭 0.41

#### (2) 7（自動制御装置等によりピーク調整を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い）に定める割引単価

単 位	割 引 単 価	消 費 税 等 相 当 額
契約調整電力 1 キロワットにつき	円 銭 1,501.50	円 銭 71.50